

# 下水道

上下水道課 ☎823-9214  
☎823-9839

## 受益者申告書の提出は、5月31日までに！

平成27年度に受益者負担金を賦課する区域（新たに公共下水道に接続できるようになった区域）は、三迫二丁目、三迫三丁目、東二丁目、曾田地区の各一部です。

受益者負担金は、その年の賦課区域内に土地をお持ちの人などに対し、その土地の面積に応じて賦課されます。

上下水道課では、受益者などを確認するため、4月下旬に受益者申告書を送付します。申告書は、平成27年1月1日現在の固定資産課税台帳に記載されている土地の所有者に送付します。土地の所在、地積などを確認のうえ、5月31日までに同封の返信用封筒でご返送ください。

猶予・減免の対象となる土地があれば「猶予申請書」「減免申請書」も併せて提出してください。



下水道マスコットキャラクター「スライ」

なお、申告書を5月31日までに提出されない場合は、内容に相違ないものとして受益者負担金を決定させていただきます。

## 屋外広告物について

都市整備課  
☎823-9634  
☎823-9203

町内で看板、はり紙、広告塔などの屋外広告物を表示・設置しようとするときは、広島県屋外広告物条例に基づき、許可を受けなければなりません。ただし、表示または設置できない場所や物件、許可申請の必要のない広告物、広告の大きさや高さの基準がありますので、事前に確認してください。

## 資源物回収状況

環境センター  
☎823-4601（FAX兼用）

| 種 別    | 回収量(kg) |
|--------|---------|
| スチール   | 27,740  |
| アルミ    | 41,580  |
| ガラス瓶   | 169,880 |
| ペットボトル | 36,830  |
| 新聞     | 232,530 |
| 雑誌     | 111,280 |
| ダンボール  | 119,740 |
| 布類     | 58,870  |
| 牛乳パック  | 3,580   |
| 合 計    | 802,030 |

空き瓶・空き缶・紙類・牛乳パックなどの資源物を毎月1回、回収し、資源再利用を促進しています。

平成26年度の資源物の回収量は、合計で約800トンにもなり、売り払い金額はおよそ1,480万円になりました。

資源リサイクルは、一人ひとりの正しい出し方に支えられています。

また、リデュース（ごみそのものを減らす）・リユース（繰り返し使う）と合わせて3R運動にも取り組んでいます。これからも皆さんのご協力をお願いします。

## 春の全国交通安全運動

生活安全課

5月11日(月)～20日(水)

☎823-9208  
☎823-7927

## 思いやり ゆとりは無事故へ つづく道

大型連休を間近に控え、外出する機会が増える季節になりました。そこで忘れてはならないのが交通安全に対する意識です。一人ひとりが、交通ルールとマナーを守り、交通事故をなくし、楽しい季節を過ごしましょう。

## 基本目標 ◆子どもと高齢者の交通事故防止運動の重点◆

- ・自転車の安全利用の推進
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・飲酒運転の根絶

## ケシ・大麻栽培に注意しましょう

県西部保健所 ☎513-5533

5月から6月にかけて美しい花を咲かせるケシには、植えてはいけない種類があるのを知っていますか。植えてもよいケシは、ヒナゲシ、オニゲシ、アザミゲシなどで、全体に毛が多く生えています。反対に、植えてはいけないケシには毛はほとんど無く、葉や茎は白っぽい緑色をしており、茎は太く、葉が茎を巻き込むように付いているのが特徴です。

また、大麻は、昔から「アサ」と呼ばれ、繊維や種子を採るために栽培されてきました。しかし、麻薬成分を含み、マリファナなどに悪用されるため、一般には栽培が禁止されています。植えてはいけないケシ・大麻を栽培することのないように十分注意しましょう。ケシの見分け方について分からないことや、植えてはいけないケシや大麻を見かけたときは、県西部保健所までご連絡ください。

## 地震に強い住まいづくりを支援します！

## 木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

建設課  
☎823-9209  
☎823-9203

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの尊い命が奪われました。このとき倒壊した建物の多くは、昭和56年以前の旧耐震基準により建てられた木造住宅でした。町では、木造建物の耐震改修を促進し、地震に強いまちづくりをめざすため、住民の皆さんが行う耐震診断および耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

これら2つの補助制度は重複して受けることができます。ぜひこの機会に活用してください。

### ○次のすべてを満たす建物が補助対象です

- ・町内にある木造住宅で、地階を除く階数が2以下
- ・所有者自らが居住する一戸建て住宅、または店舗併用住宅（居住部分の面積が延べ面積の1/2以上であるものに限る。）
- ・※賃貸住宅は除きます。
- ・昭和56年5月31日以前に建築に着手した在来軸組工法または伝統工法（主要な柱の径が14cm以上）の建物
- ・建築基準法に適合して建てられたもの

### ○次のすべてを満たす人が申請できます

- ・町に住民票を置く対象住宅の所有者で、現に居住している人
- ・町税などを滞納していない人

### ○申し込み方法

5月11日(月)から10月30日(金)（申し込み先着順）までに建設課（役場2階）で配布する申請書に添付書類を添えて、建設課へ（申請書は町ホームページからもダウンロードできます）※予算に限りがありますので、申し込み多数の場合は早期に終了することがあります。

### ○注意事項

- ・耐震診断、または耐震改修工事は町から補助金の交付決定を受けた後に実施してください。
- ・来年2月29日(月)までに完了し、町に実績報告書を提出してください。
- ・他の制度による補助金や給付を受けて行う診断または工事の部分は補助の対象となりません。

### 【耐震改修】

#### ○次のすべてを満たす工事について受け付けます

- ・建築士事務所に所属する建築士が設計し、工事監理を行う工事
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にする補強工事
- ・建物の増築を伴わない工事

#### ○次の金額を補助します

耐震改修工事に要する費用（税抜）の1/3まで（上限額 40万円）

### ○添付書類

建物の付近見取図、登記事項証明書、建築確認通知書の写し、耐震診断結果報告書の写し、耐震改修工事に関する書類・図面、工事費見積書の写し、設計および工事監理を行う建築士の免許証の写し、建物の外観写真、その他必要な書類

### ○注意事項

申し込みにあたっては、あらかじめ建築士による耐震診断が必要ですが、町の補助金を受けたものでなくても申し込みできます。

### ○木造住宅耐震診断資格者について

平成27年5月1日現在、12名の建築士が登録しています。建設課または町ホームページで確認できます。

### 《算定例》

例① 耐震改修工事費が150万円（税抜）の場合  
1,500,000円×1/3＝500,000円＞400,000円 となり補助金の上限額は40万円となります。

例② 耐震改修工事費が100万円（税抜）の場合  
1,000,000円×1/3≒333,000円＜400,000円 となり補助金の上限額は33万3千円となります。（千円未満切捨）

### 【耐震診断】

#### ○次の耐震診断について受け付けます

- ・町の登録を受けた木造住宅耐震診断資格者に依頼して行うもの

#### ○次の金額を補助します

耐震診断に要する費用（税抜）の1/2まで（上限額 1万5千円）

#### ○添付書類

申請する住宅の登記事項証明書、建築確認通知書の写し、診断費用の見積書の写し、その他必要な書類